

業種ごとに作成。
※P. 7~10参照

工事経歴書

該当するものに○

※記載例1
経営事項審査を申請しない場合

このページは、**経営事項審査を申請しない場合**の記入例です。
経営事項審査申請予定者は、次頁の「経営事項審査申請予定者の工事経歴書の記載方法について」を参照してください。

注文者	元請又は下請の別	JVの別	工事名 (建設工事の種類) とび・土工・コンクリート 工事 (税込・税抜)	工事現場のある市区町村名	配置技術者		請負代金の額		工期		
					氏名	主任技術者又は監理技術者の別(該当箇所に印を記載) 主任技術者 監理技術者	うち、 ・PC ・法面処理 ・鋼橋上部	千円	千円	着工年月日	完成又は完成予定年月
〇〇組	下請		大津ビル新築工事 (うち、くい打工事)	滋賀県大津市	滋賀一郎 琵琶湖一郎	レ レ	10,000 千円		千円	平成 30 年 9 月	平成 30 年 9 月
〇〇(株)	下請		一般国道道路保全工事 (うち、法面処理工事)	滋賀県大津市	滋賀一郎	レ	9,000 千円	9,000 千円		平成 30 年 11 月	平成 30 年 12 月
A	元請		A 邸車止め設置工事	大津市	滋賀一郎	レ	4,800 千円		千円	平成 30 年 12 月	平成 31 年 3 月
B	元請		汚水桝設置工事	大津市	大		3,200 千円		千円	平成 30 年 11 月	平成 30 年 12 月
△△建設	下請		河川改修工事 (うち、掘削工事)	大津市	草津一平	レ	2,500 千円		千円	平成 30 年 10 月	平成 31 年 2 月
〇〇産業	下請		山の内ビル新築工事 (うち、外構工事)	滋賀県大津市			2,000 千円		千円	平成 31 年 1 月	平成 31 年 1 月
〇〇塗装	下請		古川アパート改築工事 (うち、足場仮設工事)	滋賀県大津市			1,800 千円		千円	平成 31 年 1 月	平成 31 年 2 月
□□建築	下請		一般国道 99 号線道路新設工事 (うち、ガードレール設置)	滋賀県大津市			1,700 千円		千円	平成 31 年 2 月	平成 31 年 3 月
〇〇道路	下請		一般国道 100 号線道路改良工事 (うち、カッター工事)	滋賀県大津市			1,600 千円		千円	平成 31 年 2 月	令和 1 年 5 月
C	元請		C 邸玄関コンクリート工事	滋賀県大津市			1,500 千円		千円	平成 31 年 3 月	令和 1 年 5 月
「小計」...このページに記載した完成工事の件数、工事高のみを記入											
「合計」...業種ごとの総件数と総工事高を記入 ※1業種で複数ページに渡る場合は、最終ページにのみ記入											

配置技術者に変更があった場合、変更前も含むすべての技術者を記載。

「土木一式」「とび・土工」「鋼構造物」については、記載要領10のとおり、内訳の工事名の略号に○を付し、その請負金額を記載。

「工事進行基準」を採用している場合、進行基準が適用されている工事について、その工事高を括弧書きで付記。
※記載例⇒

請負代金の額	
うち、	
・PC	
・法面処理	
・鋼橋上部	
60,000 (120,000) 千円	千円

①工事内容がわかるように具体的に記入。
②下請の場合は、下請工事の内容を明記。

注文者、工事名については、個人の氏名が特定されないように留意。

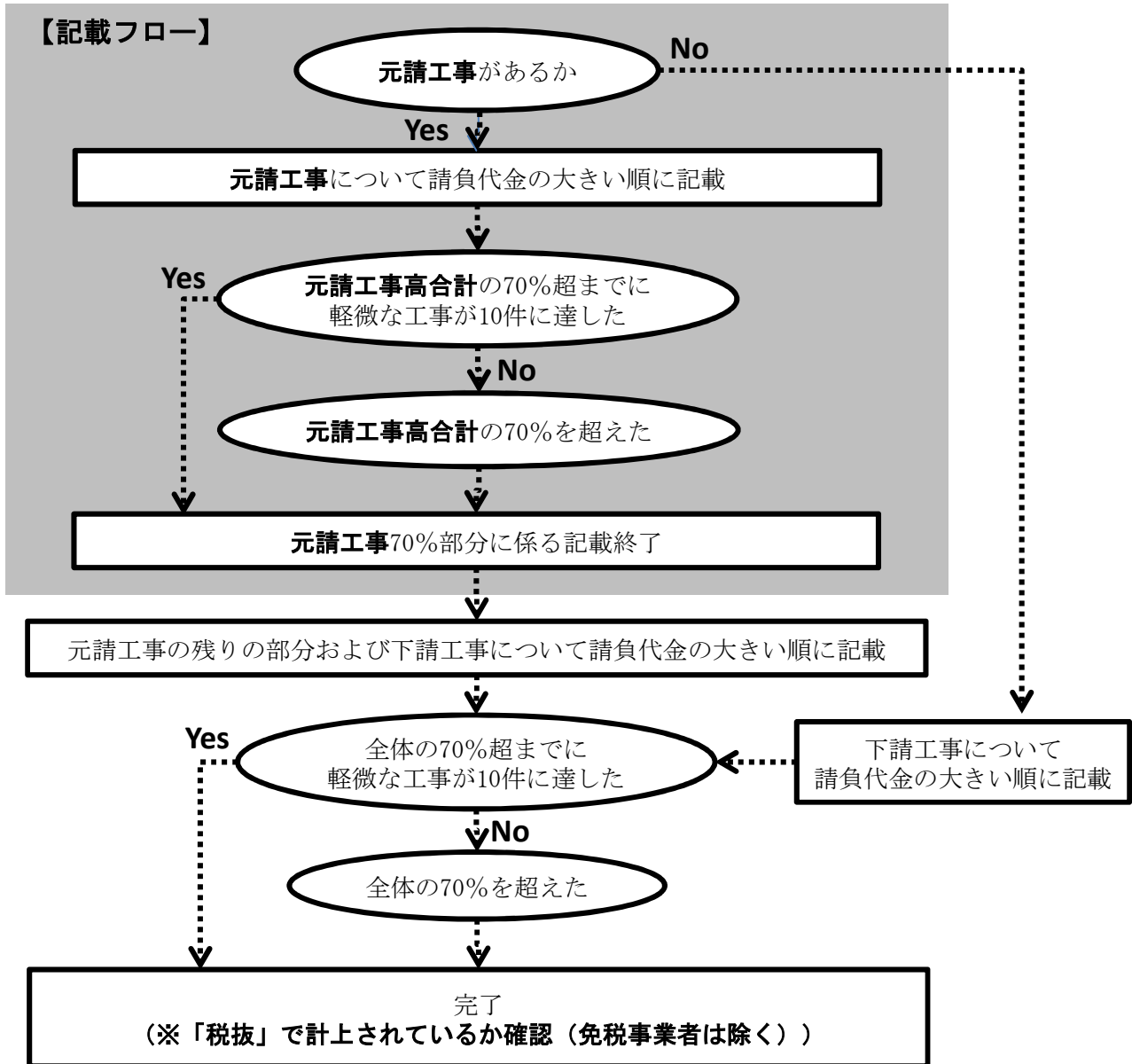
届出する決算期内に完成した建設工事に記載
(記入例は12月末決算)。

※経営事項審査を申請しない場合は、
①主な完成工事について、請負代金の額の大きい順に10件以上記入。
※主な未成工事のうち、技術者の専任が必要な工事等がある場合は続けて記載
②解体工事については、平成28年5月31日までに請け負ったものは「とび・土工」、平成28年6月1日以降に請け負ったものうち、解体工事業の許可を受けようとするまたは受けている場合は「解体」に計上し、それ以外は「その他」としてそれぞれ取り扱う。

小計	10 件	27,900 千円	9,000 千円	うち 元請工事 9,200 千円	千円
合計	32 件	39,700 千円	9,000 千円	うち 元請工事 27,300 千円	千円

経営事項審査申請予定者の工事経歴書（様式第2号）の記載方法について

- ①まず、元請工事の完成工事高について、元請工事の完成工事高合計の70%を超えるところまで記載。
- ②続いて、残りの元請工事と下請工事の完成工事について、全体の完成工事高合計の70%を超えるところまで記載。
ただし、①・②のそれぞれにおいて、1,000億円または軽微な工事(500万円未満)の10件を超える部分については記載不要。
- ③すべて税抜で計上されているか確認(ただし、免税事業者を除く)



※上記いずれの段階においても、1,000億円を超えた時点で記載終了

※主な未成工事のうち、技術者の専任が必要な工事等がある場合は続けて記載

【許可申請書、決算変更届作成時の解体工事の分類について】

解体工事については、平成28年5月31日までに請け負ったものは「とび・土工」、平成28年6月1日以降に請け負ったもののうち、解体工事業の許可を受けようとするまたは受けている場合は「解体」に計上し、それ以外は「その他」としてそれぞれ取り扱う。

ただし、**経営事項審査申請予定者**は、平成28年5月31日以前に請け負ったものも含め、「とび・土工」「解体」それぞれの分類に応じて作成して構わない。なお、その際、「建設工事の種類」の欄については、解体工事業の許可有り(または申請時)の場合は「解体工事」、解体工事業の許可無しの場合は「その他(解体工事)」と記載すること。

記載要領

- 1 この表は、法別表第一の上欄に掲げる建設工事の種類ごとに作成すること。
- 2 「税込・税抜」については、該当するものに丸を付すこと。
- 3 この表には、申請又は届出をする日の属する事業年度の前事業年度に完成した建設工事（以下「完成工事」という。）及び申請又は届出をする日の属する事業年度の前事業年度末において完成していない建設工事（以下「未成工事」という。）を記載すること。
記載を要する完成工事及び未成工事の範囲については、以下のとおりである。
 - (1) 経営規模等評価の申請を行う者の場合
 - ① 元請工事（発注者から直接請け負った建設工事をいう。以下同じ。）に係る完成工事について、当該完成工事に係る請負代金の額（工事進行基準を採用している場合にあつては、完成工事高。以下同じ。）の合計額のおおむね7割を超えるところまで、請負代金の額の大きい順に記載すること（令第1条の2第1項に規定する建設工事については、10件を超えて記載することを要しない。）。ただし、当該完成工事に係る請負代金の額の合計額が1,000億円を超える場合には、当該額を超える部分に係る完成工事については記載を要しない。
 - ② それに続けて、既に記載した元請工事以外の元請工事及び下請工事（下請負人として請け負った建設工事をいう。以下同じ。）に係る完成工事について、すべての完成工事に係る請負代金の額の合計額のおおむね7割を超えるところまで、請負代金の額の大きい順に記載すること（令第1条の2第1項に規定する建設工事については、10件を超えて記載することを要しない。）。ただし、すべての完成工事に係る請負代金の額の合計額が1,000億円を超える場合には、当該額を超える部分に係る完成工事については記載を要しない。
 - ③ さらに、それに続けて、主な未成工事について、請負代金の額の大きい順に記載すること。
 - (2) 経営規模等評価の申請を行わない者の場合
主な完成工事について、請負代金の額の大きい順に記載し、それに続けて、主な未成工事について、請負代金の額の大きい順に記載すること。
- 4 下請工事については、「注文者」の欄には当該下請工事の直接の注文者の商号又は名称を記載し、「工事名」の欄には当該下請工事の名称を記載すること。
- 5 「元請又は下請の別」の欄は、元請工事については「元請」と、下請工事については「下請」と記載すること。
- 6 「注文者」及び「工事名」の記入に際しては、その内容により個人の氏名が特定されることのないよう十分に留意すること。
- 7 「JVの別」の欄は、共同企業体（JV）として行った工事について「JV」と記載すること。
- 8 「配置技術者」の欄は、完成工事について、法第26条第1項又は第2項の規定により各工事現場に置かれた技術者の氏名及び主任技術者又は監理技術者の別を記載すること。また、当該工事の施工中に配置技術者の変更があつた場合には、変更前の者も含むすべての者を記載すること。
- 9 「請負代金の額」の欄は、共同企業体として行った工事については、共同企業体全体の請負代金の額に出資の割合を乗じた額又は分担した工事額を記載すること。また、工事進行基準を採用している場合には、当該工事進行基準が適用される完成工事について、その完成工事高を括弧書で付記すること。
- 10 「請負代金の額」の「うち、PC、法面処理、鋼橋上部」の欄は、次の表の（一）欄に掲げる建設工事について工事経歴書を作成する場合において、同表の（二）欄に掲げる工事があるときに、同表の（三）に掲げる略称に丸を付し、工事ごとに同表の（二）欄に掲げる工事に該当する請負代金の額を記載すること。

（一）	（二）	（三）
土木一式工事	プレストレストコンクリート構造物工事	PC
とび・土工・コンクリート工事	法面処理工事	法面処理
鋼構造物工事	鋼橋上部工事	鋼橋上部

- 11 「小計」の欄は、ページごとの完成工事の件数の合計並びに完成工事及びそのうちの元請工事に係る請負代金の額の合計及び10により「PC」、「法面処理」又は「鋼橋上部」について請負代金の額を区分して記載した額の合計を記載すること。
- 12 「合計」の欄は、最終ページにおいて、すべての完成工事の件数の合計並びに完成工事及びそのうちの元請工事に係る請負代金の額の合計及び10により「PC」、「法面処理」又は「鋼橋上部」について請負代金の額を区分して記載した額の合計を記載すること。